

函館市長期末着手都市計画道路の見直し方針（第2次）（概要版）

1. 本市の都市計画道路の現状

都市計画道路は、都市の骨格を形成し、健全な発展と秩序ある整備を図るための都市施設として都市計画法に位置づけられ、「交通機能」、「空間機能」、「市街地形成機能」と多様な機能を有しており、長期的な視点により計画的な整備の展開など重要な役割を担っている一方、将来の円滑な道路整備を図るため、道路区域内に建築物を建築する場合には、制限がかけられている現状がある。（都市計画法第53条、第54条）

● 都市計画道路の現状

- ・ 都市計画決定路線数 106路線、総延長219km
- ・ 30年以上長期未着手路線 25路線、延長約30km
- ・ 改良済み延長 186 km、改良率85%

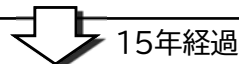
2. 都市計画道路の見直しの必要性

● 都市計画道路の見直しに係る経緯

- ・ 国交省⇒「都市計画運用指針」(H12, H18, H22)
- ・ 北海道⇒「都市計画道路の見直しガイドライン」(H19)

函館市

「函館市長期末着手都市計画道路の見直し方針」(H21)
12 路線(13 区間)の都市計画道路の廃止や幅員変更などの見直しを実施



● 社会情勢の変化

- ・ 令和 42 年(2060年)の函館市の人口は約 12 万人と推定
- ・ 高齢化率が上昇、人口の約半分が高齢者
- ・ 運転免許保有率・自動車保有数が減少

● 新たな見直し方針の必要性

- ・ 「函館市都市計画マスタープラン」(H23),
「函館市立地適正化計画」(H30, R6改定)
⇒『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』
- ・ 「函館圏の都市交通マスタープラン」(R4 北海道)
⇒将来交通需要予測(R22 推計)
⇒今後の交通施策のあり方



まちづくりの方針および将来の交通需要に見合った道路ネットワークが形成されるよう、あらためてその必要性などを、長期的な視点で総合的に点検・検証する必要がある

3. 都市計画道路の見直しの進め方

【Step.1】見直し検討路線(区間)の抽出

- 都市計画決定後、未着手のまま 30 年以上が経過した都市計画道路
- 下記条件に該当する都市計画道路は、対象路線から除外
 - ・ 高規格道路(側道を含む):新外環状線
 - ・ 事業中の路線:放射2号線, 文教通, 空港通, 日吉中央通

〈23 路線(25区間)が抽出される〉

【Step.2】必要性の検証



- 上位計画における位置付け、土地利用や建築制限の状況等の把握
- 計画決定時の位置付け、整備する場合の課題の整理
- 周辺の道路密度と、望ましい道路密度の確認
- 必要とされる道路機能の確認
- 道路網のネットワーク状況と連続性や配置バランスの確認

【Step.3】実現性の検証



- 主要な緑地や風致地区など良好な自然環境への影響の確認
- 大規模構造物や地形的な問題など、道路整備上の課題の確認
- 歴史的街並みや文化財等への影響の確認
- コミュニティの分断による市街地の空洞化進行の確認
- 財政負担を増大させる要因の確認
- 見直し検討路線(区間)に求められる機能の代替路線の有無の確認

【Step.4】見直し方針の検討



- 道路密度、道路機能、連続性や配置バランスにおける個々の課題の整理と計画変更や既存道路での代替などの検討により、「存続」「廃止」「幅員等を変更」の方向性を判断

現状のまま
存続すべき路線
(17 路線 18 区間)

幅員等を変更した上で
存続すべき路線
(1 路線 2 区間)

廃止すべき路線
(5 路線)

【Step.5】道路網全体の検証



見直し前後で比較検証

- 将来交通量と混雑度が道路網全体で問題が生じないか検証する【支障なし】
- 道路密度が道路網全体で問題が生じないか検証する【支障なし】

4. 都市計画道路の見直し方針

<現状のまま存続する路線(区間)>

- ①3・6・67 日暮し通(元町～元町)
- ②3・2・11 二十間坂通(元町～元町)
- ③3・3・18 西部環状線(弁天町～大町)
- ④3・4・33 西部臨港通(大町～大町)
- ⑤3・4・19 放射1号線(海岸町～亀田町)
- ⑥3・4・40 鈴かけ通(時任町～千代台町)
- ⑦3・5・56 白楊通(時任町～五稜郭町)
- ⑧3・4・111 松見通(松陰町～松陰町)
- ⑨3・5・58 駒場通(時任町～時任町)
- ⑩3・2・15 八幡通(亀田本町～港町2丁目)
- ⑪3・4・44 くろしお通(港町3丁目～港町3丁目)
- ⑫3・4・105 操車場通(亀田港町～西桔梗町)
- ⑬3・3・21 放射3号線(根崎町～古川町)
- ⑭3・3・22 放射4号線(本通4丁目～日吉町4丁目)
- ⑮3・4・115 東山日吉通(東山2丁目～日吉町3丁目)
- ⑯3・4・111 松見通(東山2丁目～東山3丁目)
- ⑰3・5・61 日吉が丘通(日吉町3丁目～日吉町2丁目)
- ⑱3・4・414 静観園通(桔梗町～桔梗町)

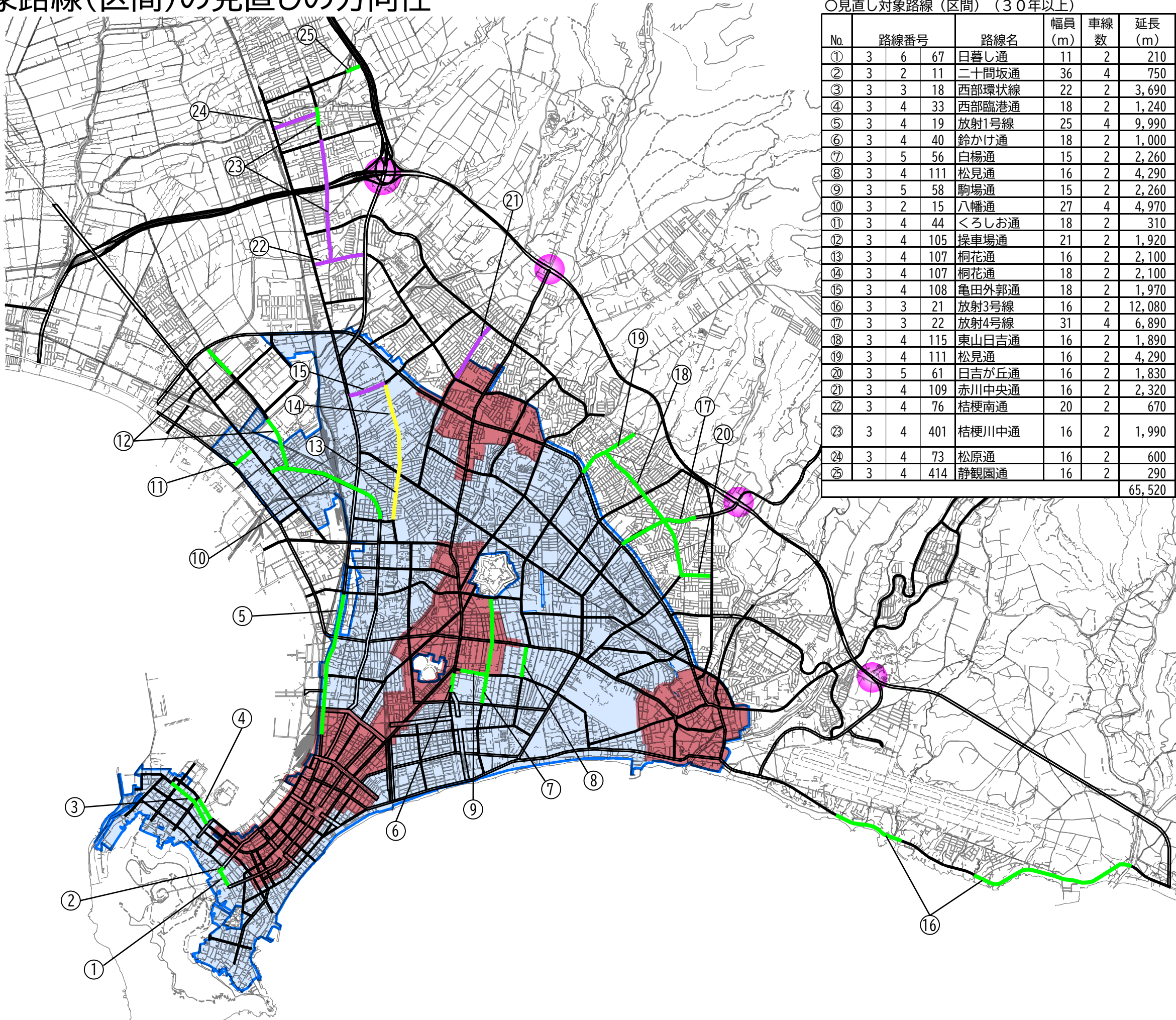
<幅員等を変更する路線(区間)>

- ⑬3・4・107 桐花通(富岡町1丁目～富岡町1丁目)
- ⑭3・4・107 桐花通(富岡町1丁目～昭和1丁目)

<廃止する路線(区間)>

- ⑮3・4・108 亀田外郭通(昭和3丁目～昭和3丁目)
- ⑯3・4・109 赤川中央通(美原4丁目～美原5丁目)
- ⑰3・4・76 桔梗南通(桔梗1丁目～桔梗町)
- ⑱3・4・401 桔梗川中通(桔梗町～桔梗4丁目)
- ⑳3・4・73 松原通(桔梗4丁目～桔梗4丁目)

対象路線(区間)の見直しの方向性



○見直し対象路線(区間) (30年以上)

No.	路線番号			路線名	幅員 (m)	車線 数	延長 (m)	未改良 延長	経過 年数	存続	幅員 変更	廃止
①	3	6	67	日暮し通	11	2	210	210	89	○		
②	3	2	11	二十間坂通	36	4	750	90	89	○		
③	3	3	18	西部環状線	22	2	3,690	700	77	○		
④	3	4	33	西部臨港通	18	2	1,240	300	59	○		
⑤	3	4	19	放射1号線	25	4	9,990	1,930	89	○		
⑥	3	4	40	鈴かけ通	18	2	1,000	260	94	○		
⑦	3	5	56	白楊通	15	2	2,260	1,300	94	○		
⑧	3	4	111	松見通	16	2	4,290	360	94	○		
⑨	3	5	58	駒場通	15	2	2,260	350	94	○		
⑩	3	2	15	八幡通	27	4	4,970	1,770	59	○		
⑪	3	4	44	くろしお通	18	2	310	310	59	○		
⑫	3	4	105	操車場通	21	2	1,920	1,120	50	○		
⑬	3	4	107	桐花通	16	2	2,100	620	50		○	
⑭	3	4	107	桐花通	18	2	2,100	1,160	59		○	
⑮	3	4	108	亀田外郭通	18	2	1,970	490	38			○
⑯	3	3	21	放射3号線	16	2	12,080	3,170	50	○		
⑰	3	3	22	放射4号線	31	4	6,890	1,140	50	○		
⑱	3	4	115	東山日吉通	16	2	1,890	1,890	50	○		
⑲	3	4	111	松見通	16	2	4,290	810	50	○		
⑳	3	5	61	日吉が丘通	16	2	1,830	400	74	○		
㉑	3	4	109	赤川中央通	16	2	2,320	740	50			○
㉒	3	4	76	桔梗南通	20	2	670	440	45			○
㉓	3	4	401	桔梗川中通	16	2	1,990	1,810	45			○ (一部)
㉔	3	4	73	松原通	16	2	600	600	45			○
㉕	3	4	414	静観園通	16	2	290	220	38	○		
							65,520	22,190				

凡 例	
	見直し対象(存続)
	見直し対象(幅員変更)
	見直し対象(廃止)
	居住誘導区域
	都市機能誘導区域